

道路占用許可について（道路法第32条）

道路上や上空、地下に一定の施設を設置し、継続して道路を使用することを「道路の占用」といいます。道路を占用する場合には道路管理者の許可を受ける必要があります。許可を受けるためには、道路法第32条の許可申請書を提出してください。